平成２３年（フ）第１１６１号
大阪府松原市天美北５丁目９番10号
債務者　黄瀬　信行
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１３６９号
堺市西区鳳中町５丁165番地１、前住所大阪府堺市西区津久野町１丁４番28―701号
債務者　癒し堂こと　大河平光夫
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４４５号
大阪府河内長野市楠ケ丘17番16号
債務者　﨑山　陽子
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４５９号
大阪府松原市南新町６丁目４番２―103号、前住所大阪府松原市上田４丁目４番５―801号
債務者　野口　　晃
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４６２号
大阪府藤井寺市大井４丁目２番15号
債務者　下込　幸子
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４７７号
大阪府羽曳野市島泉１丁目14番６号
債務者　中島　圭子
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４８９号
堺市南区原山台５丁１番24―106号、前住所大阪府和泉市池田下町2538番地の24
債務者　谷　　真人
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１５２０号
大阪府富田林市東板持町１丁目16番５号
債務者　川津真由美（旧姓田村）
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１５７１号
堺市南区竹城台３丁１番９―202号
債務者　岡本　恵実（旧姓羽山）
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第６６１号
熊本市戸島西１丁目19番10号　102号室
債務者　平岡　一孝
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第６６６号
熊本県下益城郡美里町馬場727番地２、前住所熊本市城南町下宮地394番地20
債務者　長嶺　仁思
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第６９０号
熊本市東町４丁目13番２―203号
債務者　田邉　峰子
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第６９２号
熊本市昭和町11番５号
債務者　村田真寿美
1　決定年月日時　平成23年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第７１５号
熊本市清水万石４丁目８番19―408号
債務者　山口　　忍
1　決定年月日時　平成23年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１４８号
北海道室蘭市母恋南町２丁目21番22号、前住所北海道室蘭市絵鞆町２丁目８番17号
債務者　廣瀬　　隆
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第１５０号
北海道登別市桜木町５丁目７番地４、前住所札幌市豊平区中の島１条１丁目５番１―802号
債務者　山田　和慶
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第３８９号
新潟市東区猿ケ馬場２丁目４番15号
債務者　佐藤　徳亮
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５５７号
新潟市東区石山１丁目４番３号
債務者　浅井　純一
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
新潟地方裁判所民事部